

別記 1（都市農業生産基盤整備支援事業（農業用施設・機械等リース型））

第 1 事業実施主体等

- 1 事業実施主体は、農業用施設・機械等の賃貸を行う事業者（以下、「リース事業者」という。）から事業対象設備のリース導入を行う農業者とする。
- 2 農業者は、次の要件のうち(1)を満たし、かつ(2)から(4)までのいずれかの要件も満たす農業経営体であることとする。
 - (1) 都市農業者
 - (2) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者。以下同じ。）又は事業実施期間中に認定農業者の認定を受けることが確実と見込まれる者
 - (3) 認定新規就農者（基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた者。以下同じ。）又は事業実施期間中に認定新規就農者の認定を受けることが確実と見込まれる者
 - (4) 実質化された京力農場プラン（「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の2の（1）を準用）の中核的担い手に位置づけられている者
- 3 リース事業者は、市町村、市町村が出資する農林水産業関連の業務を行う公共企業体（市町村農業公社）、農業協同組合連合会、農業協同組合又はリース会社とする。

第 2 事業の実施

1 事業実施計画の申請等

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別記第1号様式）を作成し、広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては知事。以下「広域振興局長等」という。）に提出する。
- (2) 事業実施主体は、(1)の提出を行う場合、あらかじめ関係する市町村長に以下のことについて確認（参考様式1・参考様式2）を受けるものとする。
 - ア 事業実施区域が、事業要件を満たしていること。
 - イ 事業実施計画書が、都市農業の振興に資する取組であること。

2 事業実施計画の承認

- (1) 広域振興局長等は、第2の1により申請のあった事業実施計画について審査し、申請内容が適当と認めるときは、事業実施計画を承認し、事業実施主体に対してその旨を通知するものとする。

なお、補助金の割当内示は事業実施計画の承認をもってこれに代えるものとする。
- (2) 広域振興局長等は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、事業実施計画の内

容に係る事項について修正を加え、又は条件を付して承認できるものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施主体が事業実施計画を変更しようとする場合は、1及び2の規定を準用するものとする。

なお、この要領に基づき変更を要するものは、要綱第2条の表の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

4 事前着手

(1) 事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ広域振興局長等の適正な指導・助言を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（別記第2号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

(2) (1)により交付決定前に事業を着手する場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上、行うものとする。

5 補助金の交付申請

(1) 事業実施主体は、要綱第3条の規定により、事業実施計画の承認を受けた事業の実施に要する経費について、補助金交付申請書（別記第3号様式）により、広域振興局長等に補助金の交付を申請するものとする。

(2) 事業実施主体が、要綱第3条に定める変更をしようとする場合は、補助金変更承認申請書（別記第4号様式）により、広域振興局長等に承認を申請するものとする。

なお、変更を要するものは、要綱第2条の表の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

6 実績報告書の提出

事業実施主体は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、要綱第3条の規定により補助金実績報告書（別記第5号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

7 交付決定の取消し

広域振興局長等は、事業実施主体が規則又はこの要領に違反したときは、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

第3 リース契約

1 リース契約の内容

本事業の対象とするリース契約（農業者とリース事業者の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) リース契約における契約者、リース物件及びリース期間が、事業実施計画の内

容と合致していること。

- (2) リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数以内であること。

2 年額リース料

年額リース料は原則として以下の算式により算出される金額の範囲内であること。

算式：リース物件価格（税抜き）／リース契約年数＋年間管理料

3 リース契約の変更

リース期間中にリース契約の記載内容を変更した場合、リース契約変更申請書（別記第6号様式）により、広域振興局長等に対してリース契約の変更を届け出るものとする。

第4 補助金の返還

農業者が、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合には、既に交付された補助金の全部若しくは一部について返還するものとする。

なお、広域振興局長等が当該事業実施主体に正当な理由があると認めるときはこの限りではない。

- (1) リース契約を解約又は解除したとき。
- (2) リース期間中にリース契約を中止したとき。
- (3) リース期間中にリース物件が消滅又は消失したとき。
- (4) 事業実施計画など広域振興局長等に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (5) 締結されたリース契約が、第3の1に定められたリース契約に合致しないことが明らかになったとき。
- (6) 第3の3に定めるリース契約の変更の届出、第3に定める事業実施状況の報告を怠ったとき。

第5 実施状況の報告

事業実施主体は、事業完了日が属する年度の翌年度から3箇年度までの毎年度、当該年度の翌年度の6月末日までに実施状況報告書（別記第7号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。